

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に 関する掲示

当院では診断及び治療等の向上を図る観点から、オンライン資格確認を行う体制を整備しております。患者様の薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得、活用して診療を行っているため厚生労働省の定めにより、初診時に以下の点数を算定しております。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願い致します。

〈初診時〉

マイナンバーカード 保険証を利用しない	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1	4点
マイナンバーカード 保険証を利用する	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2	2点